

# 入札案内書

## 第1回 資格付一般競争入札（立木）

別紙公告のとおり、立木の資格付一般競争入札を施行しますので、添付の入札条件も併せ参照のうえ、入札にご参加下さい。

### 入札及び開札の日時

日時：平成31年4月24日（水） 11時00分 締切 即時開札

場所：盛岡森林管理署 会議室

## 盛岡森林管理署

〒020-0061

岩手県盛岡市北山二丁目2番40号

TEL 019-663-8001 (IP 050-3160-5915)

FAX 019-663-8172

### <現地案内>

現地案内を下記日程により行いますのでご参集下さい。

ご不明な点がございましたら、業務グループ経営担当までご連絡下さい。

売払 番号	案内 日時	集 合 場 所	案内者	備考
1~2	4/11(木) 9:30	道の駅 紫波 駐車場 紫波郡紫波町遠山松原 7-8	森林官 森林整備官	
3	省略 (ご要望があれば個別に対応します。)		森林官 森林整備官	

※雨天でも決行します。



# 公 売 公 告(第 1 回)

## 【資格付き一般競争入札】

### 1 入札及び開札の日時

平成 31 年 4 月 24 日 10 時 30 分 受付開始  
11 時 00 分 締切即時開札

### 2 入札及び開札の場所

盛岡森林管理署 会議室

### 3 現地案内

別紙「入札案内書」のとおり

### 4 公売物件

- (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙「公売物件一覧表」及び「公売物件明細書」のとおりです。
- (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
- (3) 引渡期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から 15 日以内とします。

### 5 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には「入札書在中」と朱書きし、資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は、最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により平成 31 年 4 月 23 日(火)の 17 時 00 分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
- (2) 送付先は次のとおりです。  
住所：〒020-0061 岩手県盛岡市北山二丁目 2 番 40 号  
宛先：盛岡森林管理署長
- (3) 郵便入札の場合は、不落札時、直ちに行われる再度入札に参加できません。

### 6 契約の締結期限

落札決定の日から起算して、20 日以内とします。

### 7 代金の納入期限

契約締結の日から起算して、20 日以内とします。

## 8 代金の延納

法令の定めるところにより認めます。ただし分収林については国の分収金についてのみ認めます。

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (2) 延納利息は、法令の定めにより0.74%とします。
- (3) 延納担保の提出期限は、契約締結の日から起算して20日以内とします。

## 9 特約事項

- (1) アカマツの伐倒等については別添1「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」のとおり。
- (2) 分収金については別添2「分収金に関する特約事項（分収育林、分収造林及び官行造林）」のとおり。
- (3) 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、指示に従うものします。
- (4) 個別物件については、各公売物件明細書（特約条項及び特記事項）に記載のとおり。

## 10 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」及び入札条件等を熟読の上、入札願います。

詳細は東北森林管理局または当署のホームページに掲載されておりますが、ご不明な点は、下記の担当へ問い合わせ願います。

〒020-0061

岩手県盛岡市北山二丁目2番40号

盛岡森林管理署 総務グループ経理担当又は業務グループ経営担当

問合せ先 TEL019-663-8001 (IP電話 050-3160-5915)

平成31年4月3日

分任契約担当官

盛岡森林管理署長 安永 正治



# 入札条件

## 1 競争入札の資格

森林管理局長から、資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

## 2 資格認定

(1) 入札参加者は、一般競争参加資格決定通知書あるいは、一般競争参加有資格証明書を持参の上、受付に提示し確認を受けて下さい。又、本人確認のため、自動車運転免許書・社員証等をあわせて受付に提示し、確認を受けてください。

(2) 入札参加者が代理人のときは、委任状を提出しなければなりません。また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名までとします。

## 3 売払い物件の熟覧等

別紙の、売払い物件明細書のとおりですから、契約書案を参照し、現地熟覧の上、国有林野産物売払規程を遵守して入札して下さい。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札して下さい。

## 4 入札の方法

(1) 入札は、売払番号毎に総額入札で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れて下さい。

(3) いったん入札箱に入れた入札書は、引換え、変更又は、取消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にした旨の申し出があっても受理しません。

## 5 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び、日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理できません。また、どのような理由によっても落札を無効とすることはできません。

## 6 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、違約金を森林管理署長が指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは、将来この資格を付与しないことがあります。

## 7 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消し、又は入札参加資格決定通知書を交付しないことがあります。

## 8 無効な入札

(1) 競争参加資格不適合者が入札したもの。

(2) 入札参加資格のない者又は、入札参加資格者として確認できない者が入札したもの。

(3) 汚染、損傷又は、記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。

- (4) 署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）又は、記名（本人が署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いづれもないもの。
  - (5) 単価で入札したもの。
  - (6) あて先森林管理署名等の確認ができないもの。
  - (7) 入札金額を訂正した入札。
  - (8) 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - (9) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
  - (10) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）
  - (11) 代理人が入札する場合で、委任状の提出のないもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いづれもないもの。
- 9 契約の成立  
契約は、契約書を作成し、分任契約担当官が契約の相手方と共に記名押印したときに成立します。
- 10 契約書案  
契約書案は、当森林管理署に備え付けておりますから閲覧下さい。
- 11 入札書用紙  
入札書用紙は、最寄りの森林管理署又は、当日入札場の受付から受け取って下さい。
- 12 入札は、当該物件の消費税を除いた額で行って下さい。
- 13 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記したとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正又は、取消の申し出があつたとしても、当該入札書は消費税を除いた金額を記入して入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めません。
- 14 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税8%を加算した金額となります。この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。
- 15 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に当該金額の消費税額8%を加算した総金額の5%以上の保証金又は、当該保証金以上の担保の提供を要します。
- 16 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。
- 17 暴力団排除に関する契約事項
- (1) 入札書は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
  - (2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。
- 18 本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当って森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

盛岡森林管理署長

## 別紙 1

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。



## 松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)  
 (改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)  
 (改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)  
 (改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)  
 (改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)  
 (改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)

## 1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採実施について指導するものである。

## 2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

### 3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に林外に搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。	焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	薬剤散布をなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよい。	最大径 20cm 以上のものは、1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよい。	1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
	2月 ～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却又は林外搬出処分すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
その他の地域		通常の施業でよい。	左に同じ。	左に同じ。	

### 4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

# マツ伐倒時期安全確認調査方法書

## 1 目的

最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

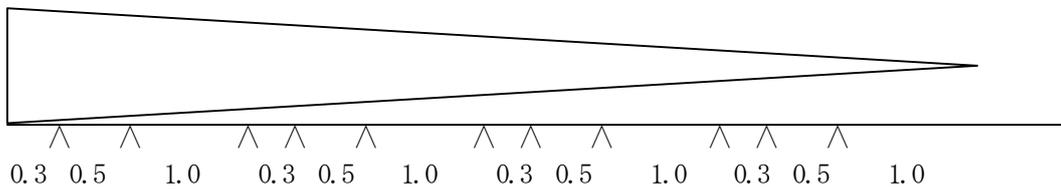
なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

## 2 調査方法

(1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。

(2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。

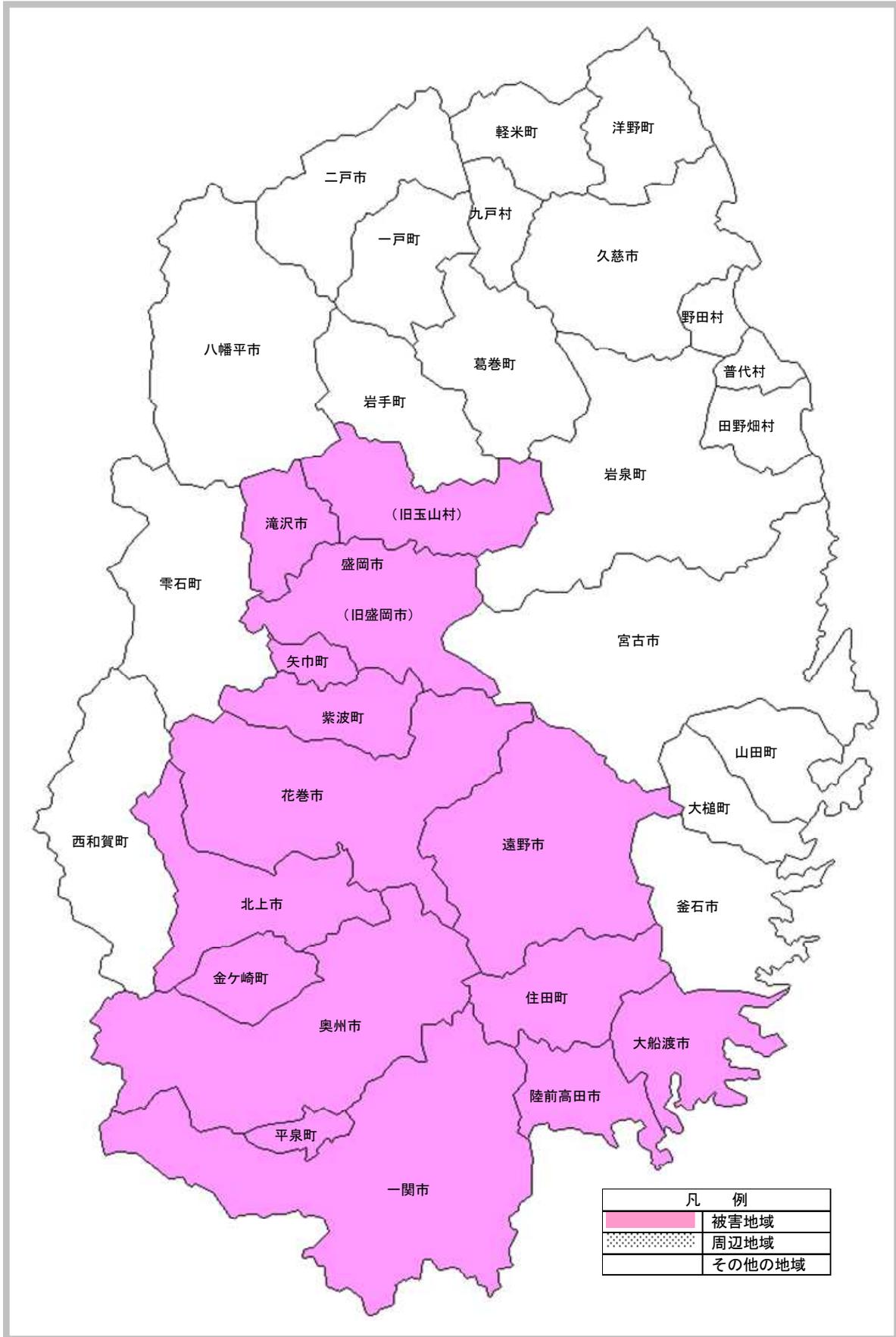
(3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

地方振興局名						担当者名							
林況・地況	所在地					事業区、林小班							
	樹種	林齢	年		平均胸高直径	cm	平均樹高	m					
	方位	標高	m		備考								
調 査 結 果													
伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m 材				0.5m 材				0.3m 材			
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数		
		0	+	++	+++	0	+	++	+++	0	+	++	+++
年月日	No.1 No.2 計												
年月日	No.1 No.2 計												
年月日	No.1 No.2 計												
0 寄生なし + 1匹 ++ 2～5匹 +++ 6匹以上		供試丸太1本当たりの幼虫、あるいは材入孔数				注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。 2 カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。 (林業技術センターで飼育して判定する) 3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)							

松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針付属図



# 『森林所有者、木材生産業者、製材業者のみなさまへ』



松くい虫被害地域内では、アカマツの伐採や丸太の移動について、ルールを定めています。  
被害の拡大防止のため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

## その1 松くい虫被害材の移動禁止等

松くい虫被害の拡大防止のため、森林病害虫等防除法に基づき、岩手県告示により、松くい虫被害材の移動を禁止しています。

また、健全なアカマツ伐採木であっても、被害地域から被害が発生していない地域への移動はやめましょう。

### 「岩手県告示」の抜粋

#### 2(1) 区域及び期間

ア 区域 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町及び西磐井郡平泉町、気仙郡住田町

#### (3) 行うべき措置の内容

(1) アに掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、松くい虫を駆除する目的で区域内を移動する場合は、この限りでない。

## その2 アカマツ伐採施業指針の遵守

マツノマダラカミキリは、間伐や主伐等の伐採施業によって放置された丸太や枝条に産卵しますので、伐採する時期に応じて、適切に処理する必要があります。

6～9月は最も危険な時期ですので、アカマツを伐採することはやめましょう。

地域区分	伐採時期	処理方法		
		造材丸太	残材（除間伐材を含む）	枝条（最大径3cm以上のもの）
被害地域※ ただし、標高 おおむね500m 以上を除く	4月～5月	6月に入る前に林外に搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。
	6月～9月	<b>伐採を避けること。</b> やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局又は農林振興センターの指示を受けること。		
	10月～11月	通常の施業でよい。	最大径20cm以上のものは、1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。
	12月～1月	通常の施業でよい。	1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	
	2月～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却又は林外搬出処分すること。	
その他の地域	通年	通常の施業でよい。		

※盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、遠野市、住田町

# マツノマダラカミキリの活動と伐採施業の関係

## 4～5月



マツノマダラカミキリの産卵時期は7～9月です。4～5月の施業では、森林内に繁殖源となるような材を残さないようにします。

林内に放置された材  
林内に放置された材は、マツノマダラカミキリを呼び寄せ、産卵の対象となります。

## 10～3月



基本的には通常の施業で構いませんが、残材・枝条については、翌年以降に繁殖源になるおそれがあるので、1m程度に玉切りするなど、乾燥を促す処理が必要です。

材内の幼虫(越冬)  
材内で越冬した幼虫は、6月から8月にかけて成虫となり、材から脱出します。

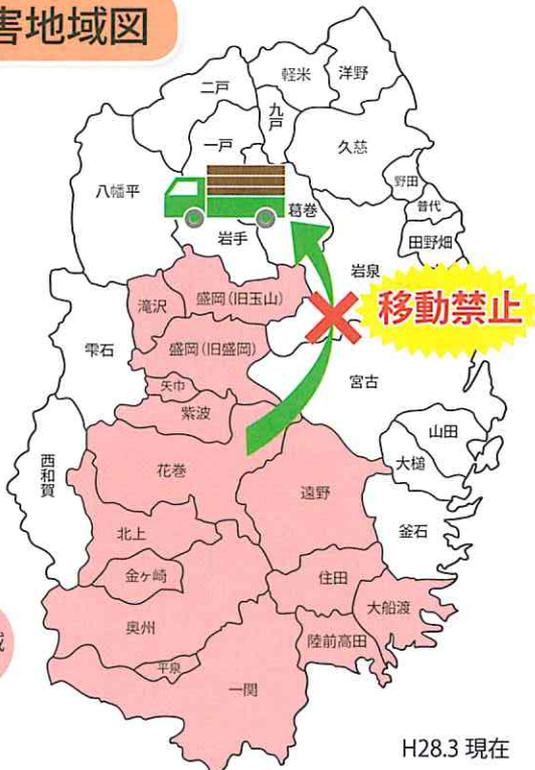
## 6～9月



被害地域では伐採は避けなければなりません。この時期に新しい皮付丸太を放置すると、マツノマダラカミキリを誘引するとともに、産卵の対象となります。

マツノマダラカミキリ  
夏はマツノマダラカミキリの活動が活発となる時期。伐採は被害を拡大・増加させます。

## 被害地域図



### Q1 伐採予定地に被害木がある場合は？

県又は市町村の林業担当課に連絡を。

### Q2 被害木は伐採できない？

腐朽し倒木する危険があり、再造林等の妨げになりますので、立木のまま残さないようにしましょう。

伐採したあとは、周辺の健全木と混在しないように区別してください。

### Q3 被害木を利用したい。

被害木は、原則として、松くい虫を駆除した後でなければ移動・利用はできません。

ただし、破碎(チップ)や焼却(燃料)等、カミキリが羽化脱出する6月中旬までに確実に駆除するなど、適切に処理することを条件に、伐採する時期によって、被害地域内の移動・利用ができる場合があります。

いずれの場合も、  
広域振興局・農林振興センター、  
市町村林業担当課に、相談をお願いします。

### 分収金に関する特約事項（分収育林、分収造林及び官行造林）

- 1 分収木の買い受け人（以下「買受人」という）は、分収木の売買代金について次により、支払い又は供託して下さい。
  - ア 国に支払う代金（以下「官収分」という）は、国の発行する納入告知書により納付して下さい。
  - イ 分収権者に支払う代金（以下「民収分」という。）は、各分収権者の振込金融機関の口座に払い込みして下さい。なお、分収権者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する供託所に供託して下さい。
  
- 2 買受人が契約条項に違反して契約に至らず、または契約を解除した場合の違約金等については、国と分収権者が分収することとします。
  
- 3 売払代金の延納は、官収分についてのみ認めるものとし、民収分については現納とします。
  
- 4 売払立木の搬出延期料が発生した場合は、間伐の物件については国及び分収権者に、皆伐の物件については国に納付して下さい。
  
- 5 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託する場合は、供託に伴う法務局への払込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を確認した後に行います。



公 売 物 件 一 覧 表 ( 立 木 )

盛岡森林管理署

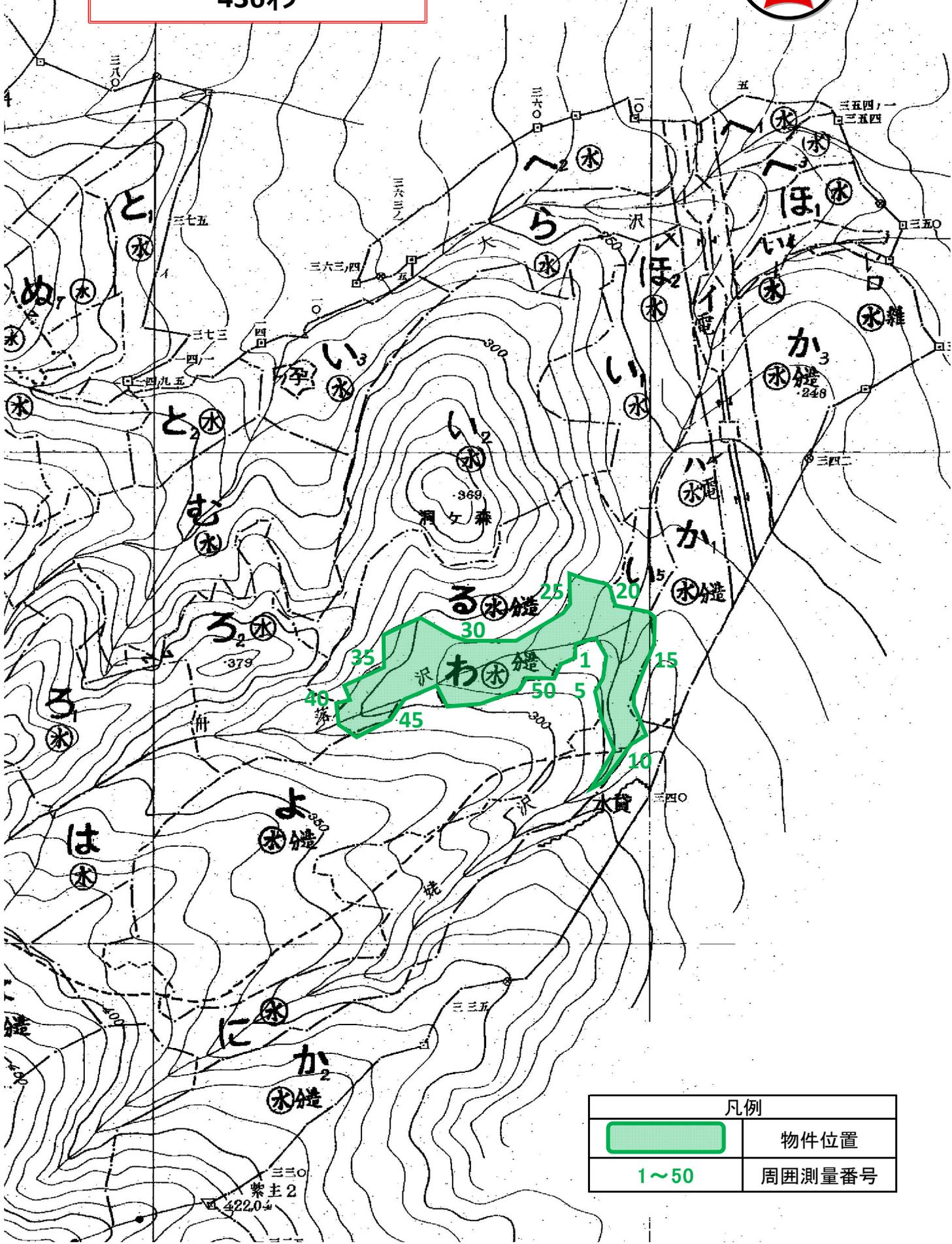
売払番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林齢	樹種	本数(本)	幹材積 (m³)					延納	搬出期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
1	箱ヶ森国有林 436わ林小班	分収造林	皆伐	2.48	79	スギ外	1,880	1,788.55		54.89	58.39	1,901.83	官収分のみ可	36ヶ月
2	虫壁山国有林 513ぬ林小班	分収造林	皆伐	4.88	51	スギ外	2,949	829.98		215.34	31.14	1,076.46	官収分のみ可	36ヶ月
3	一方井国有林 1315い1林小班外5 (林道工事支障木)	—	皆伐	0.97	28~77	アカマツ外	1,144		6.89	176.07	80.57	263.53	可	平成31年 6月21日まで
	合計			8.33			5,973	2,618.53	6.89	446.30	170.10	3,241.82		





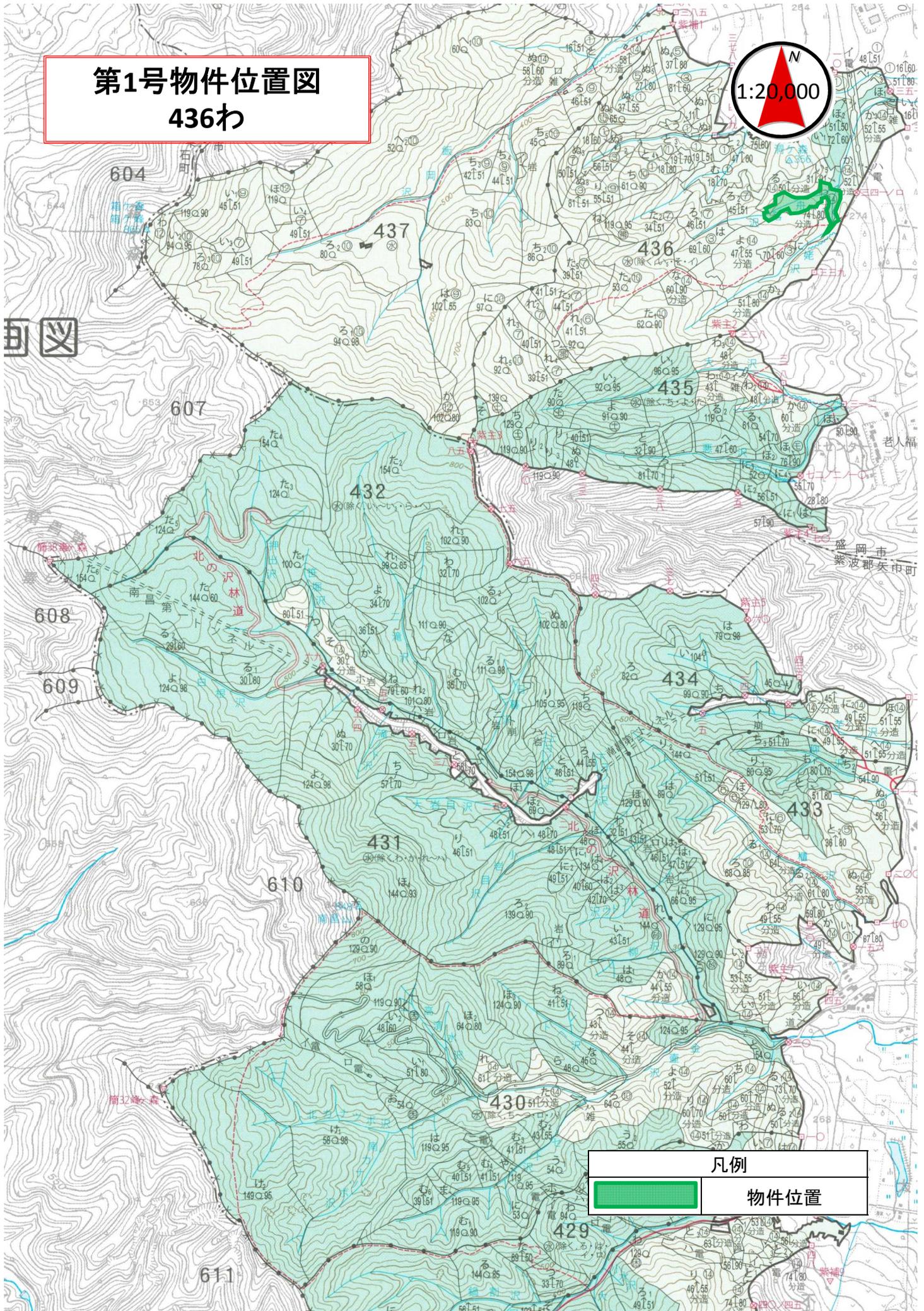


第 1号物件詳細図  
436わ



凡例	
	物件位置
1~50	周囲測量番号

# 第1号物件位置図 436わ



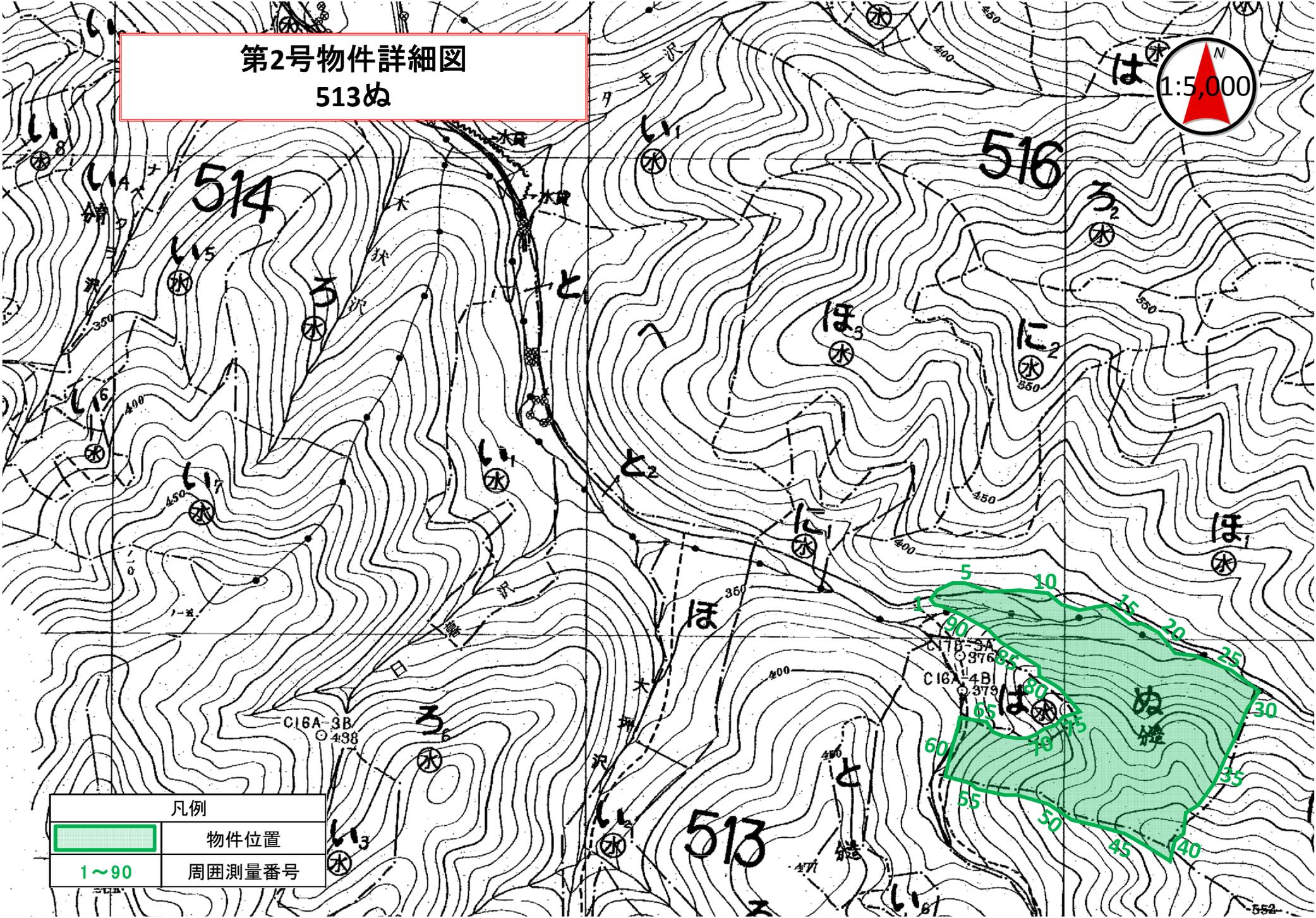
凡例

	物件位置
--	------



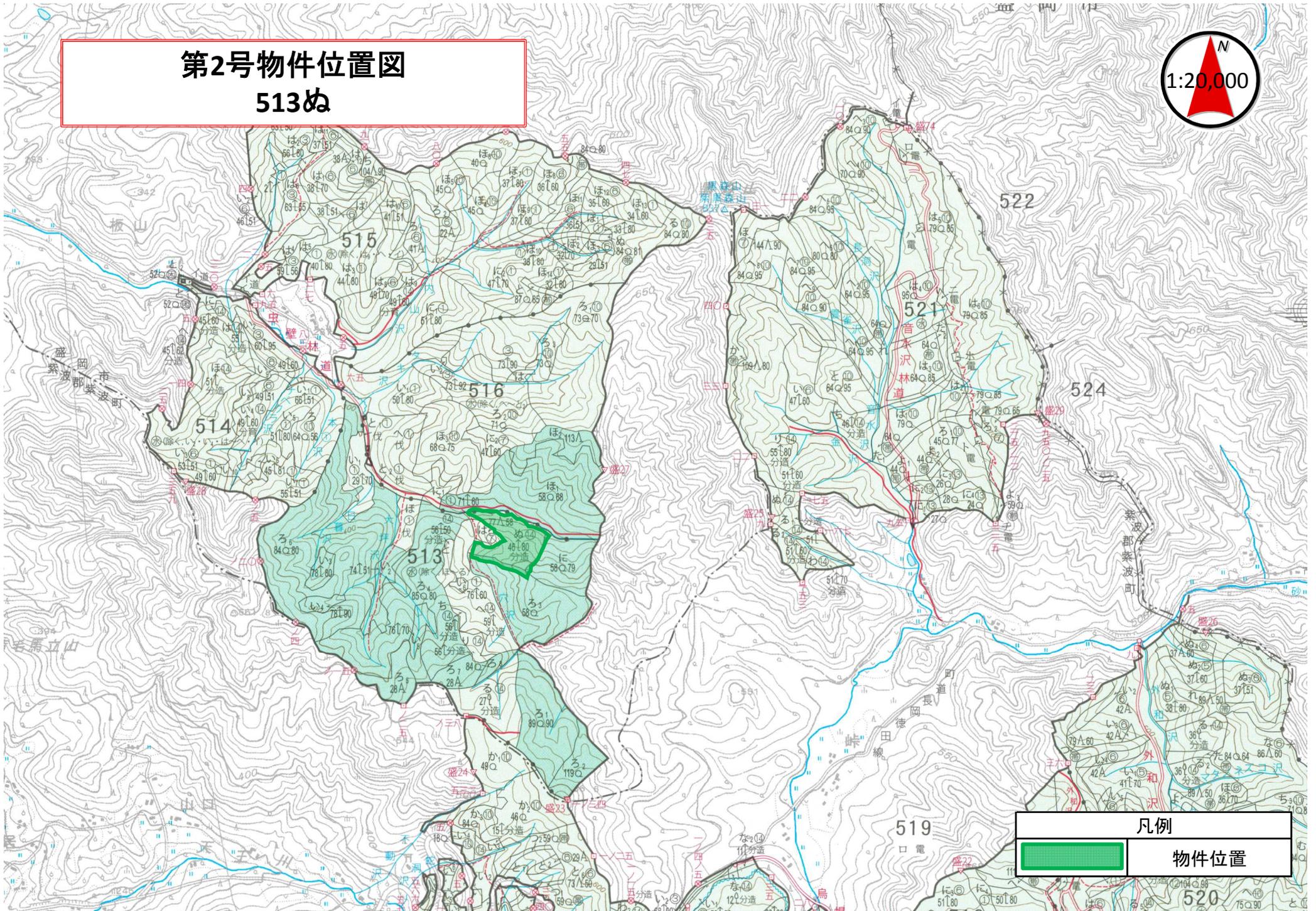


第2号物件詳細図  
513ぬ



凡例	
	物件位置
1~90	周囲測量番号

# 第2号物件位置図 513ぬ



凡例	
	物件位置









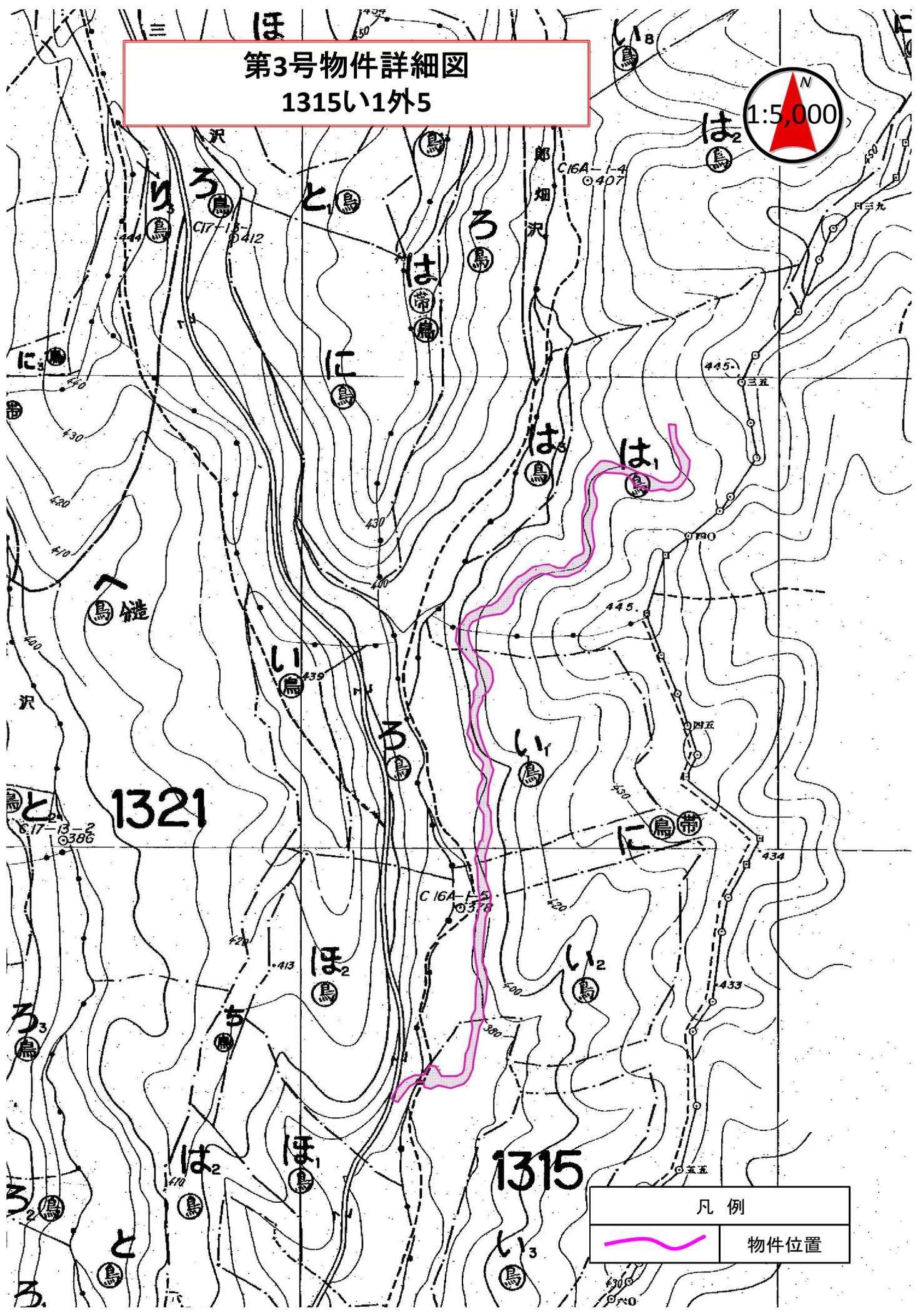








第3号物件詳細図  
1315い1外5



1321

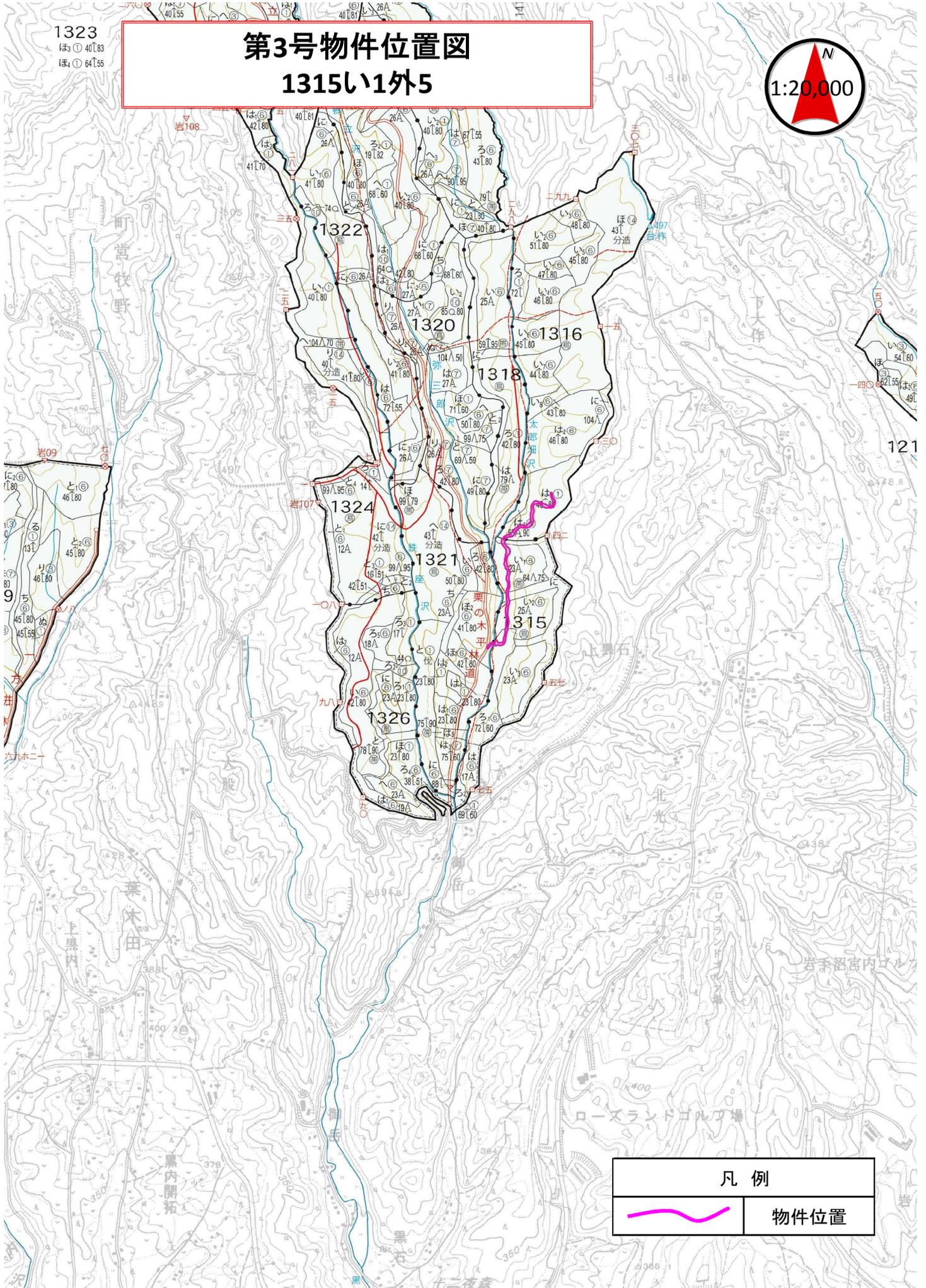
1315

凡例	
	物件位置

1323  
ほ3 ① 40[83]  
ほ4 ① 64[55]

# 第3号物件位置図

## 1315い1外5



凡 例	
	物件位置